

市議会だより

さいわい福祉センター・地区センター

指定管理者の指定 2議案 可決

平成17年第3回定例会は、9月1日から9月21日までの21日間の会期中開催されました。今定例会では、「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」をはじめ、市長提出議案25件、議員提出議案6件(意見書5件、決議案1件)、請願3件、陳情22件を審議しました(結果は4面をご覧ください)。

指定管理者

これまで「公の施設」は、市が直接管理・運営するか、財団法人等の公共的団体や市の出資法人等に限定して委託されてきました。平成15年9月に地方自治法が一部改正され、市の指定を受ければ、民間事業者でも「公の施設」の管理・運営ができることになりました。市に代わり施設を管理する団体のことを「指定管理者」といいます。

公の施設

市民の福祉を増進する目的の施設で地域センターや図書館、スポーツセンターなどです。

市民が利用を目的とした庁舎、出張所、清掃事務所等は該当しません。

本紙面では、指定管理者制度導入に関する条例の一部改正の2議案と指定管理者の指定に関する2議案についてお知らせします。

指定管理者制度を導入

市民プラザ条例・地域センター条例を一部改正

「東久留米市市民プラザ条例の一部を改正する条例」(以下「市民プラザ条例」といふ。)

「東久留米市市民プラザ条例の一部を改正する条例」(以下「市民プラザ条例」といふ。)

公の施設

市民の福祉を増進する目的の施設で地域センターや図書館、スポーツセンターなどです。

市民が利用を目的とした庁舎、出張所、清掃事務所等は該当しません。

本紙面では、指定管理者制度導入に関する条例の一部改正の2議案と指定管理者の指定に関する2議案についてお知らせします。



指定管理者が指定された「さいわい福祉センター」

業者にはコスト低減で積極的な提案を願いたい。また精算の中で出資金(しゅつえんきん)2億円も整理されるものと考え、今後、事業の展開に最大の効果を上げるべく事業者と十分協議していきたい。

市民プラザ条例では、屋内外ひろばは、同プラザの中に位置付けられていないのか。この指定管理者との関係では現実の扱いはどうなるのか。

答弁 ホールと会議室等が公の施設となる。ひろば等は、利用者の利便性から一体的運営が妥当と考えている。指定管理者選定後の協議の中で、適切な対処をしていきたい。

地域センター条例

委員会の冒頭に指定管理者対象施設のうち、各センターで相違はあるが、図書館・出張所・児童館・防災備蓄倉庫は除外。喫茶等の運営にかかわる目的外使用許可は市に留保する旨の説明

指定管理者を指定

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

明の後、質疑に入りました。

【委員会での主な質疑】

図書館・出張所等は、指定管理者対象施設から除外することだが、条例に明記されていないが、

答弁 今般の指定管理者は、地域センター(講習室・和室・音楽室等)の設置条例に規定しているものを対象としている。図書館・出張所等、それぞれの条例で設置されている施設の運営は、現時点では、継続の考えである。

喫茶室は、単に目的外利用のみで区切るのではなく、しよがいがい者の就労支援雇用という目的を持って使用していることを明記する必要があるのでは。

答弁 法の文言表現から目的外使用許可とならざるを得ないが、現在、活動の場として市が提供しているものは、公募要領に共存の申し入れも協議もしていきたい。公募要領の中にきちんと記載するようにしたい。

指定管理者を指定

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

延べ日数で1954日の受け入れ。多摩地域実施の9市15施設平均比較で5倍近い受け入れである。今後も継続していきたい。

同センターでの就労支援3年在籍後の進路は、

答弁 一般就労あるいは授産施設の福祉就労で、平成8年から現在まで23名を一般就労へと結びつけている。他の施設や他市の施設に比べ多いと認識。

この議案は手続条例第5条適用の指定管理者とすることだが、その議論の経緯を伺う。

答弁 まず、担当課で判断し、説明を受けた選定委員会でも議論し、公募による選定がふさわしいとの判断がなされている。

指定管理者を公募による、よらないの基準を設けることについての見解は、

答弁 手続条例第2条で公募が原則と明記。その例外規定として第5条がある。施設を特定し、最初から公募によらないということは規定上あり得ない。

指定管理者の指定期間5年の妥当性は、

答弁 備品等の調達等を考えると減価償却期間を考慮する必要がある。5年間というところでスケールメリットが期待でき、また5年で区切ることで一定の競争性が確保できる。

地区センター

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

指定管理者の応募者4人を選定委員会で審査した結果、「社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会」を候補者として選定した。地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるといふものです。

【委員会での主な質疑】

候補者選定に当たり、同法人をどのように評価したのか。

答弁 特に市民の平等・公平な使用の確保ができるか、新たなサービスの創設など市民サービスの向上等をどのように考えているか、団体の経営状況等を焦点に議論した審査結果である。

地区センター内事業の今後の取り組みは、

答弁 指定管理者自ら新たなサービスの提供等も含め、その施設の特長に応じた事業展開を行っていくことになると考える。

応募事業者はプレセッションの実施は、

答弁 今回の同センターの募集要領では、第一次で書類審査をし、必要に応じて第二次のプレセッションを実施することになっている。業者の業務内容を総合的に判断し、実施しないと決定した。

指定管理者選定基準に東久留米らしさを盛り込むべきであったと思うが、

答弁 指摘の具体性を持った議論がなかったわけではない。新たに募集する際は、その施設に必要な検証し、必要であればその施設特性に合わせた募集要領についていくことになるかと考えている。

地区センター

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

「東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について」(以下「さいわい福祉センター指定管理者の指定」といふ。)

今号の内容案内	2・3面
一般質問	4面
平成17年度補正予算	4面
東久留米市宅地開発等に関する条例	4面
提出議案と結果	4面
請願・陳情など	4面